

## 次期久留米市文化芸術振興基本計画の骨子について

次期久留米市文化芸術振興基本計画（以下「次期基本計画」という。）の策定にあたり、計画名称、本編各章について、以下の方向性で見直しを行い、事務局にて原案の作成を進めることとしたい。

（下線部については、現行の久留米市文化芸術振興基本計画〔平成 27 年度～平成 31 年度〕（以下「現基本計画」という。）からの主な変更点を示している。）

### 1. 次期基本計画の名称について

「久留米市文化芸術振興基本計画〔令和 2 年度～令和 7 年度〕とする。

### 2. 【本編】各章について

#### I 章 計画策定の背景と目的

##### 1 策定の背景

##### （1）文化芸術政策を取り巻く状況

※ 国の文化芸術推進基本計画（平成 30 年 3 月 6 日閣議決定）に基づき、項目中の「文化政策」を「文化芸術政策」に見直す。（以下、同様の見直し箇所あり。）

##### ①文化芸術の意義

- ・ 現基本計画をベースに見直す。（「次期久留米市文化芸術振興基本計画策定に当たっての基本方針」（以下「基本方針」という。）の「2 背景」）等を踏まえ、内容を見直す。）

【ポイント】・被災者に対する心の癒しや活力の創出

- ・ 様々な社会問題の解決策としてのアートの活用 等

##### ②国における文化芸術政策の状況

- ・ 現基本計画をベースに見直す。（上記①に同じ）

【ポイント】・文化芸術基本法の施行（文化芸術の振興にとどまらず、関連分野における施策を法律の範囲に取り込む。地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画の策定（努力義務）を明記等）

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会は文化の祭典でもあり、日本の文化芸術の価値を世界へ発信する好機 等

##### ③久留米市の抱える課題

- ・ 現基本計画をベースに見直す。（上記①に同じ）

【ポイント】・平成 28 年度をピークに人口が減少に転じる。（住基人口）

- ・ 都市間競争の激化 等

#### ④文化芸術政策の果たす役割

- ・ 現基本計画をベースに見直す。(上記①に同じ)  
【ポイント】・観光、まちづくり、国際交流などの各関連分野における施策との有機的な連携  
・人々の創造性の涵養、多様性を受け入れる心豊かな社会の形成、世界平和への寄与 等

※ 基本方針「2背景」【社会経済環境の変化】に記載の内容については、上記①～④に適宜挿入する。

- 【ポイント】・ダイバーシティ社会、データ駆動型社会の到来  
・経済のいっそうのグローバル化 等

### (2) 久留米市の文化芸術政策の現状と課題

#### ①久留米市の文化芸術資源

- ・ 現基本計画をベースに見直す。(関係各課と調整し、原案を作成する。)

- 【ポイント】・久留米市美術館、久留米シティプラザの開館  
・梅林寺の有馬家霊屋(たまや)が国の重要文化財に指定  
・箏曲発祥の地(善導寺の僧：諸田賢順) 等

#### ②前基本計画の総括

- ・ 第1回会議資料【資料1】「久留米市文化芸術振興基本計画(平成27年度～平成31年度)の総括について」(P1～9)をコンパクトにまとめたものを原案とする。(P10以降の、計画の柱毎の検証結果については記載しない。)

### 2 策定の目的

- ・ 現基本計画をベースに見直す。(①合併については記載しない、②「久留米シティプラザ」「久留米市美術館」の活用による文化芸術施策のさらなる推進など、時点に応じた所要の見直しを行い、原案を作成する。また、基本方針「2背景」【計画行政の推進・現基本計画の終期の到来】を踏まえ、現基本計画の計画期間終了に伴う次期計画の策定の必要性について記載する。)

## II章 計画の理念と目標

### 1 計画の理念

- ・ 現基本計画を基本とする。

### 2 計画の目標

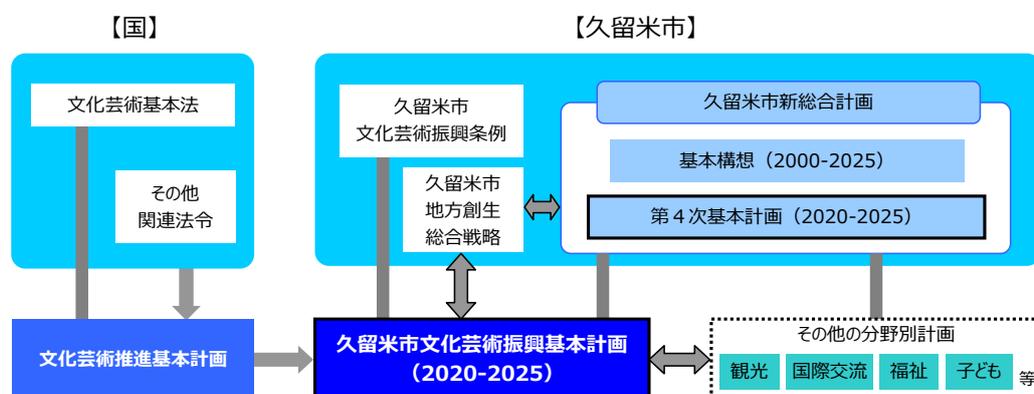
#### (1) 計画期間

- ・ 令和2年度～令和7年度（6年間）

### ＜計画の位置付け＞

- ・ 基本方針「3計画の位置付け」等を基に、原案を作成する。

### 【イメージ】



### (2) 6年後のあるべき姿

- ・ 現基本計画をベースに見直す。（久留米市新総合計画第4次基本計画における施策の方向性（中分類）として「心豊かな市民生活を創造するまち」が掲げられていることから、整合を図るため、下記のとおり見直す。）

久留米シティプラザや美術館などの文化施設や暮らしの身近な場所で、さまざまな文化芸術を鑑賞したり、活動したりする人が増え、~~豊かな心と創造性が育まれるまち~~心豊かな市民生活を創造するまち

### (3) 総括目標

- ・ 現基本計画を基本とする。（経年変化を引き続き把握していくため。）

- ①最近1年間に鑑賞した文化芸術が1つ以上ある市民の割合  
平成25年度：55.5% → 最終年度：70%以上
- ②最近1年間に活動した文化芸術が1つ以上ある市民の割合  
平成25年度：19.2% → 最終年度：30%以上
- ③鑑賞、活動があると回答した市民のうち、その場が久留米市内である割合が80%以上

※ 進捗状況の把握方法については、市民意識調査ではなく、市政アンケートモニター（くるモニ）を一元的に活用する。（市民意識調査は、5年に1度程度しか状況把握ができないため。）

※ 基準値については、本年度実施（2月予定）する「くるモニ」の結果を基本とする。併せて、最終年度目標値についても、本年度の結果

を踏まえて設定を行う。

【参考】昨年度（平成 29 年度）くるモニ調査結果

- ①鑑賞経験：87.2%（現基本計画最終年度目標：70%以上）
- ②活動経験：28.2%（30%以上）
- ③鑑賞・活動の場が市内の割合：84.5%（80%）

### Ⅲ章 計画の柱と取組みの内容

#### 1 計画の柱

##### （1）市民を対象とした幅広い取組みと多様な人材の育成

- ・ 現基本計画を基本とする。（文化芸術政策は、短期間では評価しづらく、長期的かつ持続的な取組みの推進が求められるため。以下同じ。）

##### （2）久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造

- ・ 現基本計画を基本とする。

##### （3）文化施設の特徴を活かした文化芸術の創造と推進

- ・ 現基本計画を基本とする。

##### （4）効果的かつ積極的な情報の収集と発信

- ・ 現基本計画を基本とする。

#### 2 具体的な取組みの内容

- ・ 現基本計画をベースに見直す。

※ 各計画の柱に基づく、施策項目については、一部見直しを行う。

- ・ （1）②[市民]と（2）①[久留米ならではの＝文化芸術団体]との差別化。
- ・ 上記に伴う（1）④[公益財団法人久留米文化振興会の組織強化への支援]の掲載箇所の見直し。

※ 「市の主な取組み」については、下記の視点を踏まえて、所要の見直しを行い、原案を作成する。

#### 【見直しを行う際の基本的な視点】

- ① 現基本計画の総括の【今後の展開】を踏まえた内容の見直し
  - 鑑賞事業のさらなる強化と広報の充実（利便性向上）
  - 文化芸術教育（体験学習等）の推進

※ 現基本計画で、特に取り組みが進まなかった、(4) ①の「市の主な取り組み」：アーティスト・データベースの作成については、抜本的な見直しを行う。

**【見直し案】**

項目：久留米市出身の芸術家等に関する情報の収集

取り組みの概要：様々な専門機関等を活用した、文化芸術に関する最新情報の入手や、インターネット等を活用した多用な手法で、久留米市にゆかりのある人材情報等の収集に努めます。

**(1) 市民を対象とした幅広い取り組みと多様な人材の育成**

- ① 文化芸術に関する子どもの創造的体験の充実
- ② あらゆる市民の文化芸術活動への支援
- ③ 文化芸術に関わる人材の育成と活用
- ④ ~~公益財団法人久留米文化振興会の組織強化への支援~~

**(2) 久留米ならではの文化芸術資源を活かした都市魅力の創造**

- ① ~~市民の~~「文化芸術団体等との連携による」多様な文化芸術活動の支援  
[推進]
- ② 音楽の力を活かしたまちづくりの推進
- ③ 文化財や伝統文化の継承とその活用による郷土愛の醸成と、地域の活性化
- ④ 様々な政策分野との連携
- ⑤ 公益財団法人久留米文化振興会の組織強化への支援

**(3) 文化施設の特性を活かした文化芸術の創造と活動の推進**

- ① 久留米シティプラザを創造・発信の拠点とする文化芸術事業の推進
- ② 魅力あふれる美術館づくり
- ③ 各文化施設の強みを活かした効果的な事業の展開
- ④ 各文化施設の役割の明確化と施設間の連携

**(4) 効果的かつ積極的な情報の収集と発信**

- ① 芸術家などに関するデータの収集・整理
  - ※ 「アーティスト・データベースの作成」の抜本的見直し
- ② 文化芸術をより身近に感じてもらうための取り組みの推進
- ③ さまざまな媒体を活用した戦略的な情報の発信

## IV章 計画の進め方

### 1 さまざまな主体の主な役割

#### (1) 市民や文化芸術団体の役割

- ・ 現基本計画を基本とする。

#### (2) 行政の役割

- ・ 現基本計画を基本とする。

#### (3) 公益財団法人久留米文化振興会の役割

- ・ 現基本計画を基本とする。

#### (4) 久留米市文化芸術振興審議会の役割

- ・ 現基本計画を基本とする。

### 2 **進行**管理のあり方

- ※ 基本方針「6 策定のポイント」(4) 実効性のある計画の推進 (実効性) を踏まえ、原案を作成する。